【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年10月７日
【会社名】	株式会社イートアンドホールディングス
【英訳名】	EAT&HOLDINGS Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長CEO　文野　直樹
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南久宝寺町二丁目１番５号
【電話番号】	06-6271-1110
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営戦略本部長　加藤　達也
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川四丁目12番８号
【電話番号】	03-5769-5050
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営戦略本部長　加藤　達也
【縦覧に供する場所】	イートアンド株式会社東京ヘッドオフィス （東京都品川区東品川四丁目12番８号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年６月25日付で金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、定時株主総会における議決権行使の結果に関する臨時報告書を提出いたしましたが、一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

２　報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

（訂正前）

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並　びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率(%)	可否
第１号議案 剰余金処分の件	75,958	331	0	(注) １	99.56%	可決
第２号議案 吸収分割契約承認の件	75,904	383	2	(注) ２	99.49%	可決
第３号議案 定款一部変更の件	75,928	359	2	(注) ２	99.52%	可決
第４号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件				(注) ３		
文野　直樹	71,781	4,501	2		94.09%	可決
仲田　浩康	71,789	4,493	2		94.10%	可決
植月　剛	73,167	3,115	2		95.91%	可決
山本　浩	73,166	3,116	2		95.91%	可決
加藤　達也	74,779	1,503	2		98.02%	可決
第５号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件				(注) ３		
森田　豪	71,154	5,133	2		93.26%	可決
第６号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	70,456	5,833	0	(注) １	92.35%	可決

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

（訂正後）

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並　びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率(%)	可否
第１号議案 剰余金処分の件	76,095	331	0	(注) 1	99.56%	可決
第２号議案 吸収分割契約承認の件	76,036	388	2	(注) 2	99.48%	可決
第３号議案 定款一部変更の件	76,065	359	2	(注) 2	99.52%	可決
第４号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件				(注) 3		
文野　直樹	71,913	4,506	2		94.10%	可決
仲田　浩康	71,921	4,498	2		94.11%	可決
植月　剛	73,304	3,115	2		95.92%	可決
山本　浩	73,303	3,116	2		95.91%	可決
加藤　達也	74,916	1,503	2		98.03%	可決
第５号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件				(注) 3		
森田　豪	71,291	5,133	2		93.28%	可決
第６号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	70,588	5,838	0	(注) 1	92.36%	可決

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。